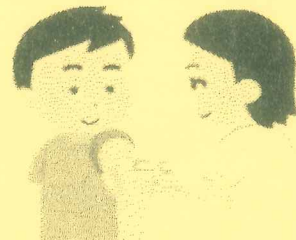


60歳以上の方や、基礎疾患を有する方へ 新型コロナワクチン4回目接種のおしらせ

【接種の対象者】

新型コロナワクチンの接種をすでに3回受けており4回目の接種を希望する方のうち、以下のいずれかに該当する方が対象です。

1. 接種日時時点で**60歳以上**の方
 2. **18歳から59歳まで**で**基礎疾患を有する方**※
その他重症化リスクが高いと 医師が認める方
- ※ 該当する基礎疾患の詳細は裏面に記載しています。

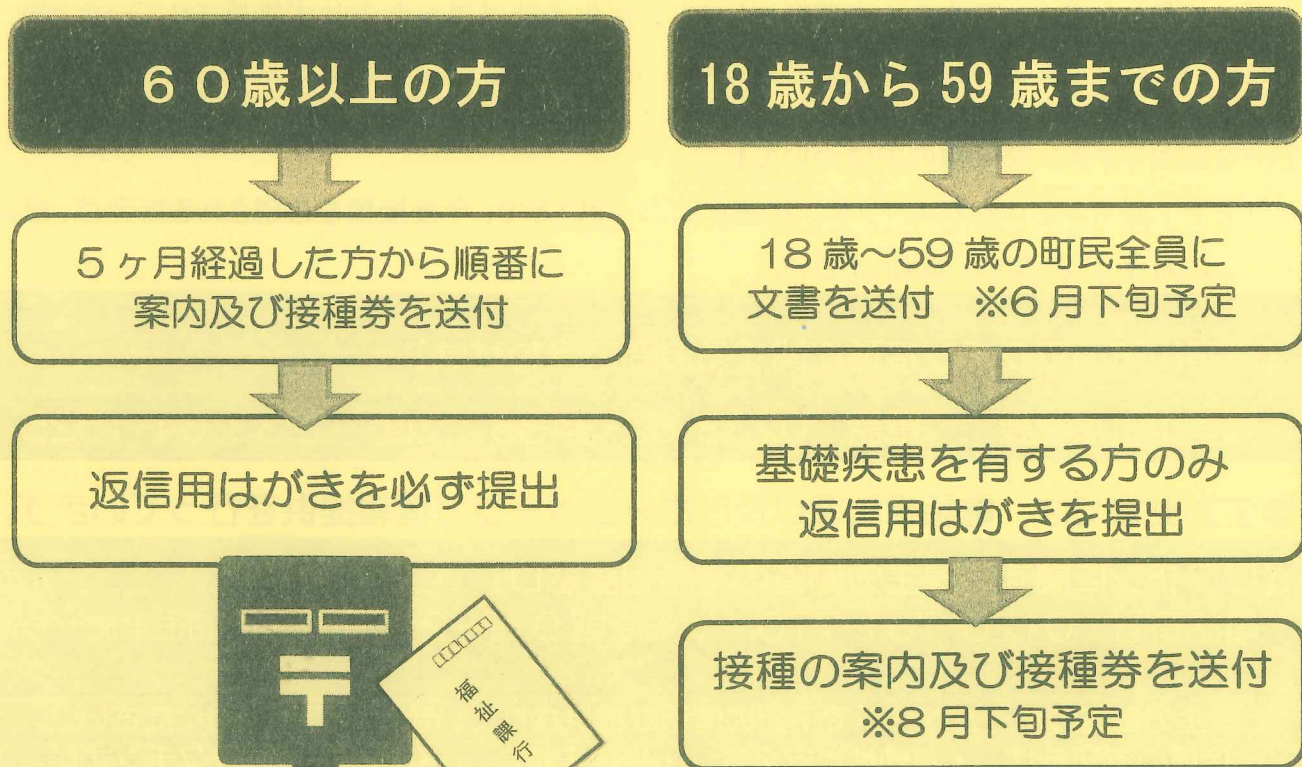


【接種の間隔】 3回目の接種から、少なくとも5か月以上経過していること。

【使用するワクチン】 1～3回目に接種したワクチンの種類にかかわらず、ファイザー社または武田/モデルナ社のワクチンを使用します。

【接種券の発送スケジュール】

接種日は、原則として3回目の接種から5か月が経過した方から順番に案内予定です。
接種券は接種予定日のおよそ1か月前に郵送します。
案内の文書に「返信用はがき」が同封されていますので、下記のように対応ください。



裏面もご覧ください

●基礎疾患を有する方とは、下記のいずれかに該当する方です。

① 以下の病気や状態の方で、通院／入院している方

- ・慢性の呼吸器の病気
- ・慢性の腎臓病
- ・血液の病気(鉄欠乏性貧血を除く)
- ・インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病
- ・ステロイドなど免疫の機能を低下させる治療を受けている人
- ・免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- ・神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えて呼吸障害などになった人
- ・染色体異常
- ・睡眠時無呼吸症候群
- ・重度の身体と知的の障害が重複した状態の重症心身障害・重い精神疾患を有する方、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳所持者
- ・高血圧など慢性の心臓病
- ・肝硬変など慢性の肝臓病
- ・がんなど免疫機能が低下する病気

② 基準(BMI30 以上)を満たす肥満の方

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」より一部改変

【ワクチンの重症化予防効果について】

海外の研究では、3回目接種から4か月以上経過した60歳以上の方にファイザー製ワクチンを4回目接種した場合、接種後6週間経過しても重症化予防効果が低下せず維持されていたと報告されています。 出典:Bar-On YM et al. Protection by a Fourth Dose of BNT162b2 against Omicron in Israel.NEJM.2022.

【1～3回目ワクチン未接種の方について】

これまで1回目から3回目のワクチン接種をしていない方で、今後接種を希望される場合は、福祉課(下記お問合せ先)までご連絡ください。

【真室川町のワクチン接種に関するお問い合わせは】

真室川町福祉課 電話 0233-62-3436 又は 0233-64-1525

厚生労働省では、電話相談窓口及びホームページで情報提供を行っています。

【ワクチンに関する厚生労働省の電話相談窓口】

電話番号 0120-761-770 ※原則9時～21時(土日祝日も実施)

※厚生労働省のホームページで下記の情報が提供されていますのでご活用ください。

- ・接種のお知らせ
- ・有効性と安全性
- ・接種実績
- ・Q&A
- ・ワクチンナビ